

令和7年第4回美浜町議会定例会

令和7年12月4日 提出

議案書目次.

議案第63号	第6次美浜町総合計画基本構想の策定について	1
議案第64号	美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第65号	美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第66号	みはまーれの設置及び管理に関する条例について	20
議案第67号	指定管理者の指定について	26
議案第68号	指定管理者の指定について	27
議案第69号	指定管理者の指定について	28
議案第70号	指定管理者の指定について	29
議案第71号	指定管理者の指定について	30
議案第72号	指定管理者の指定について	32
議案第73号	令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）	別添
議案第74号	令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第75号	令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）	別添

議案第 63 号

第 6 次美浜町総合計画基本構想の策定について

第 6 次美浜町総合計画基本構想を策定するため、美浜町総合計画策定条例（平成 24 年美浜町条例第 1 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、現行の基本構想計画期間が最終年となるため、新たな基本構想を策定し、長期的展望のもと行政の基本方針を定め、総合的かつ計画的な行政運営を図る必要があるからである。

第6次美浜町総合計画 基本構想（案）

目次

【基本構想】

1. 将来像	1
2. まちづくりの原則	2
3. 人口	3
4. 土地利用	4
5. 政策の大綱	6

【基本構想】

1. 将来像

笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま

将来の美浜町は、豊かな自然と調和した暮らしが確かに受け継がれており、住民一人ひとりの笑顔が隣近所・仲間・地域へと世代も超えてつながって、まち全体が温かな笑顔の輪でつながっています。

人と人とのつながりが大切にされるまちに、また新しい住民も加わって、住民みんなが自分のこととしてまちづくりに関わり、こどもから高齢者まで誰もが大切にされ、学びや活動を通じていつまでも輝いています。

また、スポーツを核としたまちづくりがまち全体に浸透して、誰もが主役となって身体的・精神的・社会的な健康を育み、その健康が人から人へと広がっています。

IoT や AI といった新しい技術の活用や近隣市町との連携が一段と進んで、効率的で質の高い公共サービスが提供され、誰もが安心して暮らせる地域社会となっています。

私たちは、すべての世代が安心して暮らし、支え合いながら笑顔でつながる、元気で幸せを実感できるまちを目指していきます。

その想いを「笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまち みはま」に込めました。

2. まちづくりの原則

美浜町では、以下の5つを将来像の実現に向けたまちづくりの原則とします。

原則1 未来への約束

豊かな自然と調和した暮らしの中で、誰もが安心して暮らせる、愛される美浜をみんなで育て、次の世代へとつないでいきます。

原則2 ともにはぐくむまち

みんなが自分のこととしてまちづくりに関わることで、こどもの笑顔あふれる美浜町を目指します。

原則3 社会関係資本の充実

人と人とのつながりを大切にし、支え合い・助け合える元気なコミュニティを育みます。また、地域の絆を深めるとともに、新しいつながりも育てていきます。

原則4 持続可能なまち

住民の自立や自助の力を大切にしながら、お互いに助け合う互助の心も育てます。さらに、新しい技術の活用や近隣市町との連携を通じて、公助や共助の役割もしっかり保ち、みんなで安心して暮らせる持続可能な地域づくりを進めていきます。

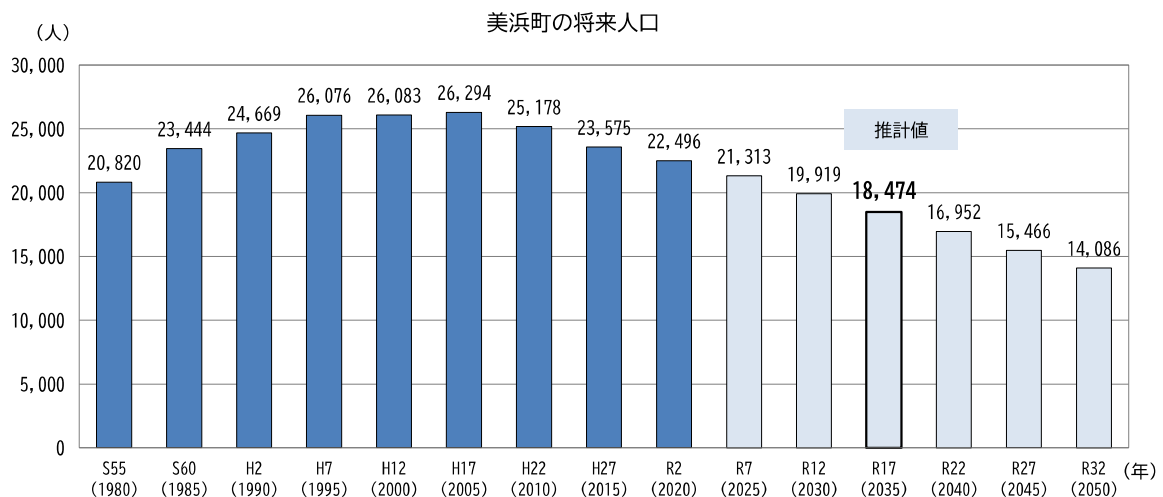
原則5 しなやかな強さ

災害やさまざまな危機に直面しても柔軟に対応し乗り越えていける、しなやかな強さを備えた地域づくりを進めます。

3. 人口

本町は、昭和 50 年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学が総合移転するなど、急速に人口が増加してきました。しかし、平成 17 年をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年の国勢調査人口は 22,496 人となっています。今後とも人口減少は継続することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所では、この「第 6 次美浜町総合計画」期末の令和 17（2035）年に 18,474 人と推計しています。

年齢別にみると、昭和 50（1975）年に 25.2%であった 14 歳までの年少人口比率が令和 2（2020）年には 9.9%にまで減少しています。一方で、昭和 50（1975）年に 9.0%であった 65 歳以上の老年人口比率が、令和 2（2020）年には 30.4%にまで増加しています。今後もさらなる少子化・高齢化の進展が推測されるところです。



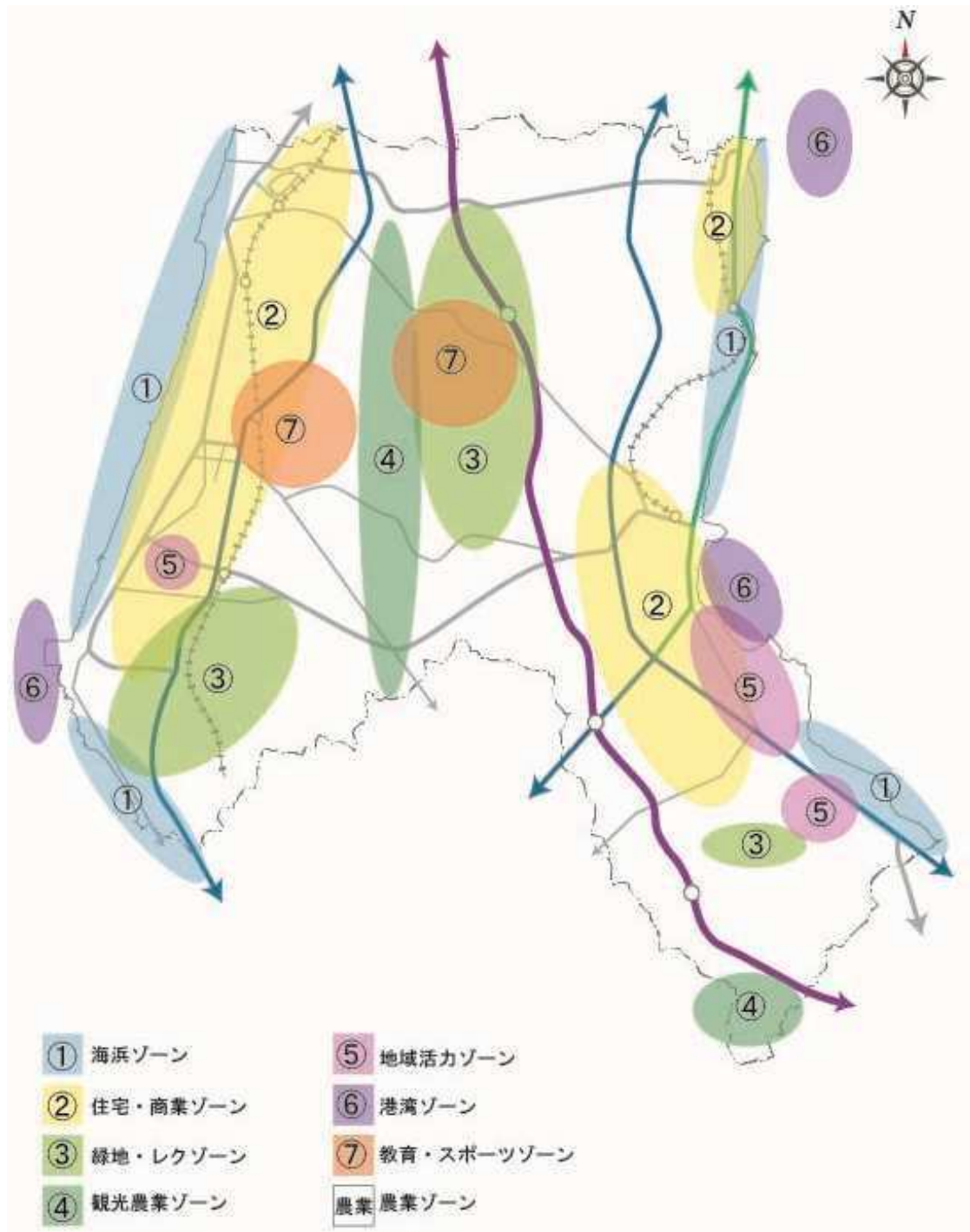
出典：国立社会保障・人口問題研究所

※ 国勢調査人口は、実際に町内に居住する人の数であり、住民票を移動することなく町内に下宿する大学生等の人口を含むことから、美浜町に住民票を置く人の数（住民基本台帳人口）と差が生じます。

4. 土地利用

持続可能なまちづくりの視点から、大幅な土地利用の変更は行いませんが、引き続き日本福祉大学美浜キャンパス、総合公園、運動公園を中心に「教育・スポーツゾーン」として、町内の教育やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口、関係人口が集う場の創出を図ります。

また、従来の8つのゾーン設定を継承し、豊かな自然環境を軸に、住宅・産業・交流拠点との調和に配慮した土地利用を行います。



① 海浜ゾーン

本町の大きな魅力のひとつである「海」は、海水浴などの観光資源や観光施設が豊富であるとともに、漁業や憩いの場としてなど、多くの恵みを与えてくれます。観光と漁業が共生しながら、観光資源のさらなる充実と身近な自然とふれあえる空間としての整備を図ります。

② 住宅・商業ゾーン

本町の核となるゾーンとして居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。

③ 緑地・レクリエーションゾーン

上野間地区の鵜の池および総合公園周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。

④ 観光農業ゾーン

グリーン・ツーリズムの展開など、景観や農産物等の地域資源を生かした都市と農村との交流推進を図ります。

⑤ 地域活力ゾーン

環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。

⑥ 港湾ゾーン

本町には3ヶ所の港湾区域がありますが、港湾としての機能が不足している区域もあります。港湾としての機能強化に取り組みつつ、観光や交流、憩いの場としての整備を図ります。

⑦ 教育・スポーツゾーン

日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺及び総合公園の整備を推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

○ 農業ゾーン

遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。

※ 農業振興地域（町の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域）を対象区域とします。

5. 政策の大綱

将来像として掲げた美浜町の姿に向かうため、次の4つの政策のもとでこれから10年間のまちづくりを推進していきます。

政策1 まち全体でいきいきと輝く人をはぐくむまちづくり

まち全体でこどもを大切にし、子育ての幸せを実感できる地域づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが、いくつになっても学びと交流を重ねて輝ける環境を充実させていきます。

政策2 命と健康、暮らしを守る、安心・安全なまちづくり

住民一人ひとりが尊重され、また、命と健康が守られるよう、医療・保健・福祉の体制を保ち、ともに支え合う地域共生社会の実現を図ります。

また、事故や犯罪の不安がなく、災害に強いまちをつくります。

政策3 魅力があふれ人が集うまちづくり

美しい景観と便利な暮らしが調和した、「住みたい・住み続けたい」と感じるまちを大切に守り、未来へつないでいきます。

また、農業や漁業、商工業に新しい力が取り入れられるよう支援し、地域の資源を生かして、訪れたい魅力あるまちをつくります。

政策4 未来へつなぐ持続可能なまちづくり

まちづくりを自分ごととして考える住民と協働し、将来にわたって暮らしやすいまちをつくっていきます。そして、町内外に美浜町の魅力を発信していきます。

また、デジタル技術などを活用し、広域での連携に努めて、住民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、さらに効率的・効果的な行財政運営を行っていきます。

議案第 6 4 号

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
で個人番号を利用するため必要があるからである。

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年美浜町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
(個人番号の利用範囲) 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 町の執行機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務(法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能(町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。</u> 5 〔略〕 別表第1(第4条関係) <table> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1～6 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	執行機関	事務	1～6 〔略〕	〔略〕	(個人番号の利用範囲) 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕 4 〔略〕 別表第1(第4条関係) <table> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1～6 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	執行機関	事務	1～6 〔略〕	〔略〕
執行機関	事務								
1～6 〔略〕	〔略〕								
執行機関	事務								
1～6 〔略〕	〔略〕								

7 町長	一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (2) <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
2 町長	美浜町子ども医療費支	(1) <u>医療保険各法</u> (健康保険

7 町長	一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>介護保険法</u> (平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	美浜町子ども医療費支	<u>医療保険各法</u> (健康保険

	給条例による子どもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第92号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住登外宛名情報であって規則で定めるもの		給条例による子どもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第92号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
--	---	---	--	---	---

		<u>の</u>			
3 町長	美浜町母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>	3 町長	美浜町母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 町長	美浜町障害者医療費支給条例による心身障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>医療</u> 保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>	4 町長	美浜町障害者医療費支給条例による心身障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療</u> 保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	美浜町精神障害者医療	(1) <u>医療</u> 保険給付関係	5 町長	美浜町精神障害者医療	<u>医療</u> 保険給付関係情報で

	費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの (2) <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの
6 町長	美浜町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	6 町長	美浜町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
7～9 〔略〕	〔略〕	〔略〕	7～9 〔略〕	〔略〕	〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、知多南部消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例

美浜町火入れに関する条例(昭和60年美浜町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(許可の申請) 第2条 <u>法</u>第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、火入許可申請書(様式第1号)2通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 (火入の中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>林野火災注意報</u>、強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災警報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>林野火災注意報</u>、強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災警報</u>若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。 (消防長への通知等)	(許可の申請) 第2条 <u>森林法</u>第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の7日前までに、火入許可申請書(様式第1号)2通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 (火入の中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。 (消防長への通知等)

第16条 〔略〕 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、<u>担当職員</u>を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 3 町長は、必要と認めるときは、火入の際に<u>担当職員</u>を火入れに<u>立ち合わせる</u>ことができる。 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、<u>担当職員</u>の指示に従わなければならない。	第16条 〔略〕 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、<u>当該職員</u>を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。 3 町長は、必要と認めるときは、火入の際に<u>当該職員</u>を火入れに<u>立ち合わせる</u>ことができる。 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、<u>当該職員</u>の指示に従わなければならない。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美浜町火入れに関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する火入れについて適用する。

議案第 66 号

みはま一れの設置及び管理に関する条例について

みはま一れの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

提案理由

この案を提出するのは、みはま一れを設置するにあたり本条例を制定する必要があるからである。

みはまーれの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、みはまーれの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民が相互にふれあうことのできる交流の場として多世代交流型子育て拠点を構築し、地域福祉の向上を図るための機会や、子どもの遊び場と地域交流の場等を提供するため、みはまーれを設置する。

(位置)

第3条 みはまーれは、美浜町河和台二丁目22番地に置く。

(施設)

第4条 みはまーれは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 地域交流スペース

ア 多世代交流室

イ 図書室

ウ コワーキングスペース

エ フリースペース等

(2) 子育て支援センター

(管理)

第5条 町長は、みはまーれを常に良好な状態において管理し、その設置目的を推進し、効率的な運営に努めなければならない。

(職員)

第6条 みはまーれに館長及びその他必要な職員を置く。

(児童施設運営委員会)

第7条 みはまーれの適正な運営を図るため、児童施設運営委員会を置く。

(使用料)

第8条 みはまーれは、無料で利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が別に規則で定める施設及び時間は使用料を徴収するものとする。

(使用の許可)

第9条 前条第2項に規定する時間に、第4条第1号ア、同号イ及び同号ウの施設を使用しよう

とする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 町長は、みはま一れの管理に必要があるときは、前項に規定する許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 美浜町暴力団排除条例(平成23年美浜町条例第21号)に規定する暴力団又は暴力団員の活動に利用すると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動をするおそれがあると認めるとき。
- (5) みはま一れの使用目的が第2条に定める設置目的に沿わないと認めるとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めるとき。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに町長の指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限若しくは停止することができる。

- (1) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(使用料の納付)

第13条 使用者は、美浜町使用料条例(昭和48年美浜町条例第22号)に定める使用料を納付しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用の許可の取消し又は使用の制限若しくは停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に回復しなければならない。ただ

し、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 みはま一れを利用する者は、故意又は過失により施設又は備品等を破損し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で別に定める日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の規定中みはま一れに係る使用の許可、使用料の納付その他当該施設を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(美浜町立児童館の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 美浜町立児童館の設置及び管理に関する条例(平成7年美浜町条例第26号)は、廃止する。

(美浜町使用料条例の一部改正)

第4条 美浜町使用料条例(昭和48年美浜町条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中「

美 浜 町 図 書 館	自販機コーナ ー	1月	販売額に100分 の15を乗じて得 た額(10円未満 の端数は切り捨 てる。)	その月に係る 分について翌 月20日まで	
土地	公衆電話所、 電柱、電話柱 その他これら に類するもの を設置する場 合	1施設1年 につき	美浜町道路占用 料条例(昭和54 年美浜町条例第 33号)別表の占 用料	使用の許可を 受けたとき。 ただし、許可 の期間が翌年 度以降にわた る場合におい	公共的団体に係る通 信に関する施設につ いては、使用料を免 除することができ る。

	建物の敷地と1平方メートル1年に1回以上使用する場合は、	美浜町道路占用料は、翌年度以降の使用料は毎年度当該年度分を4月30日までに納付させることができる。
--	------------------------------	---

」を「

美浜町図書館	自販機コーナー	1月	販売額に100分の15を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	
みはまれ	自販機コーナー	1月	販売額に100分の15を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)	その月に係る分について翌月20日まで	
土地	公衆電話所、電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	1施設1年につき	美浜町道路占用料条例(昭和54年美浜町条例第33号)別表の占用料	使用の許可を受けたとき。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合において、	公共的団体に係る通信に関する施設については、使用料を免除することができる。
	建物の敷地と1平方メートル1年に1回以上使用する場合は、	美浜町道路占用料は、翌年度以降の使用料は毎年度当該年度分を4月30日までに納付させることができる。			

」に改め、「

南部体育館	体育館	1時間	1,050円	使用の許可を受けたとき。	照明施設を使用するときは、1時間につき110円を加算した額とする。
-------	-----	-----	--------	--------------	-----------------------------------

」を「

南部体育館	体育館	1時間	1,050円	使用の許可を受けたとき。	照明施設を使用するときは、1時間につき110円を加算した額とする。
みはまれ	多世代交流室	1時間	800円	使用の許可を受けたとき。	
	図書室	1時間	100円	使用の許可を受けたとき。	個人使用に限る。
	コワーキングスペース	1時間	400円		個人使用の場合は、1時間につき100円とする。

」に改める。

議案第 67 号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町産業会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

施 設 名	美浜町産業会館
選定の方法	公募によらない指定管理者の選定
指定管理者	美浜町大字北方字山鼻 48 番地 1 美浜町商工会
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、美浜町産業会館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 68 号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町漁村センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

施 設 名	美浜町漁村センター
選定の方法	公募によらない指定管理者の選定
指定管理者	美浜町大字豊丘字浜 17 番地 1 矢梨区
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、美浜町漁村センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 69 号

指定管理者の指定について

下記のとおり河和港観光総合センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

施 設 名	河和港観光総合センター
選定の方法	公募によらない指定管理者の選定
指定管理者	美浜町大字河和字北屋敷 276 番地 河和区
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、河和港観光総合センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第70号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町立老人憩いの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 施設名 | 千歳の家 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字豊丘字長端5番地2
切山区 |
| | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| 2 | 施設名 | 古布老人憩いの家 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字古布字九條1番地1
古布区 |
| | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

この案を提出するのは、美浜町立老人憩いの家の指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 7 1 号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町公民館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 施 設 名 | 野間公民館 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字野間字石名原 2 6 番地 1
野間区長会 |
| | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |
| 2 | 施 設 名 | 布土公民館 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字布土字南亀井 7 9 番地
布土区 |
| | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 施 設 名 | 上野間公民館 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字上野間字泉乙 1 8 番地
上野間区 |
| | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |
| 4 | 施 設 名 | 奥田公民館 |
| | 選定の方法 | 公募によらない指定管理者の選定 |
| | 指定管理者 | 美浜町大字奥田字儀路 6 4 番地 1
奥田北・中区 |
| | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、美浜町公民館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 7 2 号

指定管理者の指定について

下記のとおり美浜町運動公園陸上競技場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

記

施 設 名	美浜町運動公園陸上競技場
選定の方法	公募によらない指定管理者の選定
指定管理者	美浜町大字奥田字奥田前 1 番地 1 一般社団法人みはまスポーツコミッション
指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出するのは、美浜町運動公園陸上競技場の指定管理者を指定するため必要があるからである。